

げんこくだいりにん だい かいいけんちんじゅつようし
原告代理人 第2回意見陳述要旨

へいせい ねん がつ にち
平成30(2018)年10月18日

げんこくだいりにんべんごし おか ざき ほ なみ
原告代理人弁護士 岡 崎 穂 波

だい
第1 はじめに

げんこく きた
原告の北さんは、くに によって、きょうせい てき しゅじゅつ
国によって、強制的に手術され、こ
どもをつくること
ができない からだ
体にされてしまいました。この手術の原因となった法律が、ゆうせい
優生
ほごほう
保護法です。ここでは、はじめに、「ゆうせいほごほう いったい
優生保護法は一体どのような法律だった
のか」についてお話しします。

ゆうせいほごほう しょうがい ひと こ う
優生保護法は、障害がある人たちに子どもを生ませないようにすることを
もくてき
目的としてつくられた法律です。この法律がつくられた頃は、しん
信じられない
ことに、しょうがい ひと こ う
障害がある人たちが子どもを生むと、にほんこくみん しつ つぎつぎ わる
日本国民の質が次々と悪くな
ってしまう、と考えられていたのです。そして、くに にほんこくみん よ
国は、日本国民をより良い
こくみん
国民にするために、しょうがい ひと こ
障害がある人たちを子どもができない からだ
体につくり変え
てしまおう、と考えました。このような かんが かつ ゆうせいしそ
考え方が優生思想であり、この思想
によってつくられたのがゆうせいほごほう
優生保護法です。このようならんぼう かんが かつ
乱暴な考え方により、
きた
北さんは、じぶん のぞ
自分が望まないにもかかわらず、じぶん からだ こ
自分の体を子どもができない からだ
体

か
に変えられてしまったのです。

ゆうせいほごほう かんが かつ ひと からだ こ からだ か
優生保護法の 考え方や、人の 体 を子どもができない 体 につくり 変える

こうい りゆう ぜったい ゆる おお かつ ゆうせい
行為は、どのような理由があっても絶対に許されません。多くの方が、優生

ほごほう しん ひど ほうりつ ちよつかんてき おも
保護法を「信じられないほど酷い法律だ」と直感的に思うのではないでしょ
うか。

だい 2 ゆうせいしゅじゅつ じんけん しんがい 第2 優生手術がいかなる人権を侵害するか

ゆうせいほごほう しん ひど ほうりつ
では、優生保護法はなぜ、「信じられないほど酷い法律」なのでしょう。

ゆうせいほごほう ゆうせいしゅじゅつ けんぽう みと ひと けんり うば
それは、優生保護法や優生手術が、憲法が認める人としての権利を奪うもの

だからです。ここでは、優生保護法が、憲法により認められた権利、大きく分

けて4つの人権を奪う法律であったことについてお話します。

1 こじん そんげん けんぽう じょう 1 個人の尊厳（憲法13条）

ひと め けんぽう じょう みと こじん そんげん
(1) 一つ目は、憲法13条が認める「個人の尊厳」です。

けんぽう じょう こくみん こじん そんちょう さだ
(2) 憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と定めてい

ます。つまり、日本国民は、障害がある人もない人も皆、一人の人間と

して大切に扱ってもらえる権利をもっています。これは人としての権利

みなもと さだ もっと きほんてき たいせつ かんが かつ
の源となる定めであり、最も基本的で大切な考え方だとされています。

(3) しかし、くに きた にほんこくみん しつ わる ひと き
(3) しかし、国は北さんを「日本国民の質を悪くする」人だと決めつけ、

「子どもを生むべきではない」と勝手に判断しました。そして、北さんがもって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴に奪ってしまいました。このように、北さんは、国から一人の人間として大切に扱ってもらえませんでした。これは憲法13条に違反します。

2 性と生殖に関する権利（憲法13条）

(1) 二つ目は、同じ憲法13条が認める「リプロダクティブ・ライツ」、日本語で言うと、「性と生殖に関する権利」です。

(2) 憲法13条は、「生命、自由や幸福を追い求める権利は、最も大切にする必要がある」とも定めています。その中でも、「子どもをもつかもたないか」は、人としての生き方に関わる重要な事柄です。憲法は、「子どもをもつかもたないか」については、人や国に押し付けられるのではなく、自分自身の気持ちを大切にして決めるべきだ、と言っているのです。

(3) しかし、北さんは、国から子どもをつくることのできない体に変えられてしまったため、本当は子どもをもちたかったのに、もつことができなくなりました。「子どもをもつかもたないか」は、北さんが自分自身の気持ちを大切にして決めるべき事柄なのに、北さんは国から、「子どもをもたない」という生き方を勝手に押し付けられてしまったのです。これも憲法13条に違反します。

3 残虐な刑罰の絶対的禁止（憲法36条）

(1) 三つ目は、残虐な刑罰の絶対的禁止です。

(2) 憲法36条は、「公務員による残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する」

と定めています。したがって、国が国民を残酷な仕打ちにより苦しめる

ことは絶対に許されません。憲法が「絶対に」という強い言い回しで、国

の禁止行為を定めるのは憲法36条だけです。憲法36条は、それほ

ど強い権利なのです。

(3) しかし、国は北さんを「日本国民の質を悪くする」人だと決めつけ、

それを理由に、北さんがもって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴

に奪いました。北さんはこのような残酷な仕打ちにより心と体を傷つ

けられ、60年以上もの間、苦しみ続けてきました。北さんは国から、

憲法で絶対に禁止されている、残虐な仕打ちを受けたのです。これは、

憲法36条に違反します。

4 平等原則、平等権（憲法14条1項）

(1) 四つ目、最後の権利は、平等原則・平等権です。

(2) 憲法14条は次のように定めています。

「すべて国民は、法の下に平等である。すべて国民は、人種、信条、

性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係におい

て、差別^{さべつ}されない。」

すべての人^{ひと}は、国^{くに}に対して、他^{ほか}の人^{ひと}とおな^{おな}なじように扱^{あつか}うことを求め^{もと}る権利^{けんり}を持^もっているのです。

(3) しかし、国^{くに}は、北^{きた}さんや、障^{しょう}害^{がい}がある人^{ひと}たち^{たち}に対して^{たい}だけ、「子^こどもをもたない」という生^いきかた^{かた}を勝^かた^かって^おお^つつけ、もって生^うまれたか^かけがえのない体^{からだ}の一部^{いちぶ}を乱^{らん}暴^{ぼう}に奪^{うば}い取^とってしま^まいました。このよ^ように、北^{きた}さんは、国^{くに}から、他^{ほか}の人^{ひと}とおな^{おな}なじように扱^{あつか}ってもらえませ^せんでした。これは、
憲^{けん}法^{ぽう}14条^{じょう}に違^い反^{はん}します。

5 このよ^ように、優^{ゆう}生^{せい}保^ほ護^ご法^{ほう}や優^{ゆう}生^{せい}手^{しゅ}術^{じゆつ}は、憲^{けん}法^{ぽう}が認^{みと}める4つ^つの大^{たい}切^{せつ}な人^{じん}権^{けん}を奪^{うば}うものでした。これは重^{じゅう}大^{だい}な人^{じん}権^{けん}侵^{しん}害^{がい}です。

第^{だい}3 立^り法^{ぽう}不^ふ作^{さく}為^いに關^{かん}する違^い憲^{けん}性^{せい}

そこで次^{つぎ}に、このよ^ように重^{じゅう}大^{だい}な人^{じん}権^{けん}侵^{しん}害^{がい}をしてきた国^{くに}が、何^{なに}をすべ^べきだつたか、につ^ついてお話^{はな}しをしま^ます。

北^{きた}さんは優^{ゆう}生^{せい}保^ほ護^ご法^{ほう}によ^より、心^{こころ}と体^{からだ}をひどく傷^{きず}つけられ、今^{いま}もまだ苦^{くる}しみつづ^{つづ}けていま^{いま}す。北^{きた}さんは国^{くに}が広^{ひろ}めてきた優^{ゆう}生^{せい}思^し想^{そう}のため^{ため}に、他^{ほか}の国^{こく}民^{みん}が味^{あじ}わうことのない特^{とく}べ^{べつ}な苦^{くる}しみ^{あじ}を味^{あじ}わ^{つづ}けてきたので^{ので}す。これほど大^{おお}きな苦^{くる}しみ^{あじ}をあた^{あた}えた国^{くに}は、苦^{くる}しみ^{あじ}を少^{すこ}しでも減^へらすべ^べきです。

北さんだけではなく、全国には北さんと同じような苦しみを味わってきた被害者が大勢います。そのほとんどは、被害を受けたと声をあげることさえ出来ずにいるのです。国は、このような裁判を起こすことができた北さんだけでなく、すべての被害者に対して、苦しみを少しでも減らすべきです。

国は平成8年に優生保護法を改正し、憲法に違反する間違った規定をなくしました。しかし、北さんや他の被害者の苦しみは少しもなくなっておりません。北さんたち、被害者の心が救われるためには、まず、優生思想を押し進めた国が自ら、優生思想の間違いを認めて謝罪することが必要です。そのことによって、国から優生思想を押し付けられた社会も、間違いに気づくはずで、このような社会の動きによって初めて、北さんたちが一人の人間としてのかけがえのない権利を取り戻すことができるのです。

そして、特別な苦しみを与えられた人の被害を回復するための新しい法律を、できるだけ早くつくる必要があります。

第4 除斥期間が適用されるべきではないこと

次に、国の反論についてお話をします。

国は、北さんの手術が行われたのが60年以上も昔の出来事であること

を理由に、国は責任を負わないと反論しています。確かに、法律上、人を傷

つけたことに対する責任は20年で消えることとなっています。

しかし、北さんにこれほど酷い仕打ちを与え、救済をしてこなかった国が、「責任がなくなった」などと主張することが許されるのでしょうか。北さんは、国によって手術が行われたことを知らなかったので、手術から20年以内に国に裁判を起こすことなど不可能でした。たとえ知っていたとしても、やはり、裁判を起こすことはできませんでした。なぜなら、北さんは、手術を受けたことを奥さんにさえも打ち明けられずにいたからです。奥さんにも言えない事実を、裁判で公にすることなんて、誰にできるのでしょうか。このような被害者に対して、国が、「裁判を起こすのが遅過ぎたから、国は責任を負わない」などと主張することが許されるべきではありません。

第5 被告は憲法適合性について認否すべきである

最後になりますが、これほど重大な権利侵害をしておきながら、この法律が憲法に違反するのか、違反しないのかについて、国の考えを明らかにしていません。しかし、この裁判では、必ず、憲法に関する判断がなされるべきです。

北さんは、「優生手術によって苦しめられ続けてきた私の人生を返してほしい、それが無理ならせめて事実を明らかにして、間違った手術だったこと

を認めてほしい。」という思いで、この裁判を起こしました。このような北さんの思いに応えるためには、北さんが憲法上の人権を奪われたことを明らかにすることが必要です。

この裁判で争いとなっている国の責任について判断をするためにも、優生保護法や、優生保護法によって行われた手術が、憲法が認めるどのような人権を奪うものであったのかを明らかにする必要があります。

国は、優生保護法が憲法に違反するのか、違反しないのかについて、早急に明らかにすべきです。

以上